

【交付金制度】

生活排水対策と浄化槽の交付金制度

1. 生活排水対策の概要

(1) 生活排水対策について

水の汚れの最大の原因は、台所・洗濯・風呂・洗面等から排出される「生活雑排水」である。ここでは、これら生活雑排水とし尿を併せて「生活排水」という。生活排水の水量・水質等を表1、表2に示す。

表1 生活排水の標準的な水量・水質

排出源		汚水量 [L/人・日]	BOD	
			負荷量 [g/人・日]	濃度 [mg/L]
便污水	便所	50	13	260
生活 雑排水	台所	30	9	75
	洗濯	40		
	風呂	50		
	洗面	20		
	掃除雑用	10		
合計		200	40	200

表2 暮らしの中から出る汚れの例

汚れのもと ()内の量を捨て た場合	しょう油 (15mL)	みそ汁 (200mL)	使用済みの てんぷら油 (500mL)	米のとぎ汁 (2000mL)	牛乳 (200mL)	ラーメンの汁 (200mL)
魚がすすめる水質 BOD5mg/L程度にする ための水量は浴槽 300Lを一杯として 何倍必要か？	2杯分	5杯分	330杯分	4杯分	10杯分	3杯分

生活排水を処理する污水处理施設の整備状況を表3に示す。

表3 污水处理施設整備状況(平成29年度末現在)

処 理 施 設	污水处理人口 (万人)	比率 (%)
下水道	10,031	—
農業集落排水施設等(漁業・林業を含む)	344	
コミュニティ・プラント等	21	
以上集合処理方式	10,396	81.7
浄化槽	1,175	9.2
浄化槽市町村整備推進事業等	84	—
浄化槽設置整備事業	607	
上記以外	484	
合 計	11,571	90.9
総人口	12,732	100.0

(注) 東日本大震災の影響により、福島県において調査不能な町村は含まれていない。

(2) 生活排水の処理方式(個別処理方式と集合処理方式)

表 4 代表的な生活排水処理施設

施設の種類		処理施設の概要・関係制度等	補助主体
個別処理施設	浄化槽	水洗便所汚水と生活雑排水を同時に処理する施設で、設置から供用までの期間が短かつ設置費用が安く、さらに処理性能が優れていることなどにより、投資効率とともに経済効果が高い施設として高く評価され、特に、人口密度の低い地域においては下水道と同等の恒久施設としてその普及が促進されています。	環境省
集合処理施設	公共下水道	大都市・市街化区域など人口密度の高い(40人/ha以上)地域の集合型処理施設として普及しており、各建物から排出された生活排水などを管路により集水し、主に河川の下流に設けられた終末処理場で処理する施設です。建設から供用開始までに長期間を要し、また膨大な額の建設費が必要であるほか、貴重な資源である水の地域での循環の面で問題があるとされています。	国土交通省
	農業集落排水施設	農業振興地域における生活環境の向上を目的に、当該地域における便所の水洗化と生活排水の処理を行う施設であり、原則として1,000人以下の村落を対象にした集合型処理施設(共同の浄化槽)です。地域における生活排水処理の効率化を図るため、浄化槽と農業集落排水施設の連携整備を行い、コスト縮減と農村集落の一体的水環境保全を図ることも行われています。	農林水産省

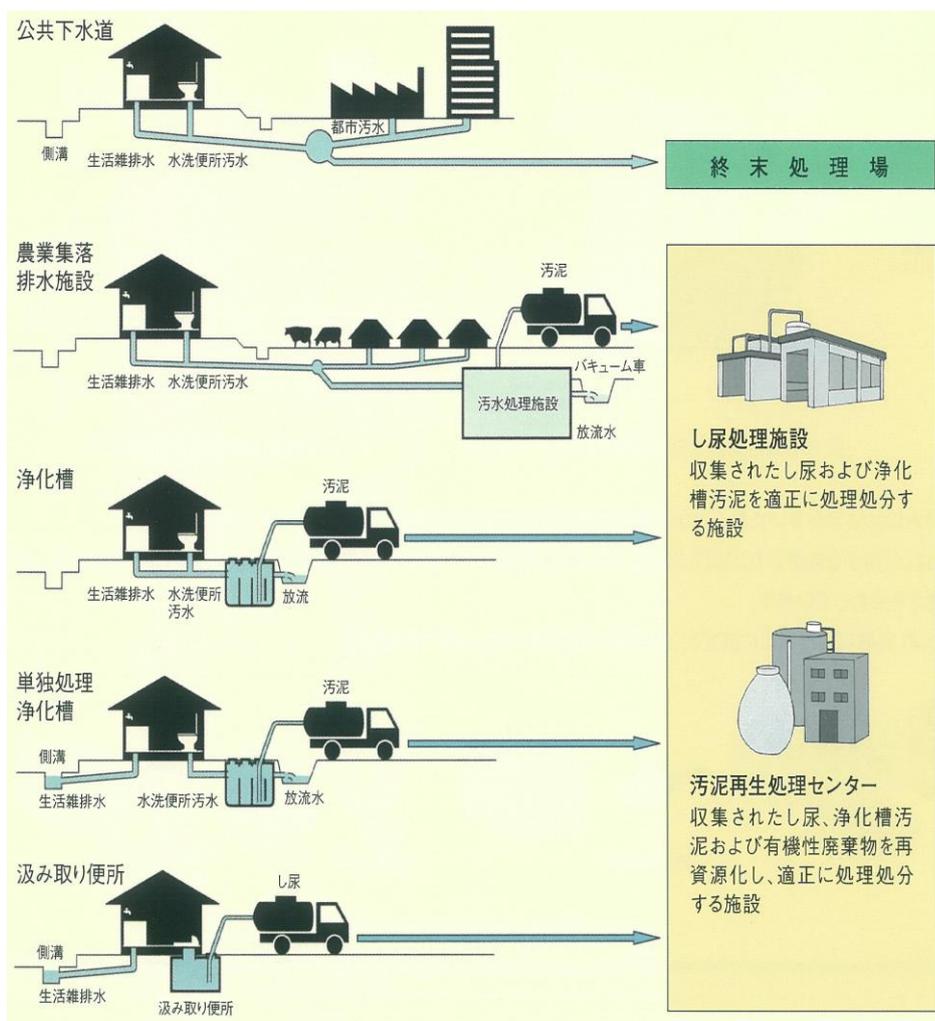


図 1 日本の主なし尿・生活排水処理システム(環境省資料より)

(3) 生活排水処理事業の種類

生活排水を処理する事業には表5に示すような種類がある。

表5 生活排水処理事業の種類

所管	分類	事業主体	計画人口	処理方式
環境省	浄化槽設置整備事業 (個人設置型)	市町村 (設置は個人)	戸別	個別処理
	浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置型)	市町村	制限無し	
総務省 (地方単 独事業)	個別排水処理施設整備事業	市町村	事業年度内に20戸未満 (浄化槽市町村整備推進事 業の対象地域は10~20戸 未満)	集合処理
	小規模集合排水処理施設整備事業	市町村	2~20戸未満	
国土 交通省	公共下水道事業	市町村	制限無し	集合処理
	特定環境保全公共下水道事業	市町村	1,000~1万人程度以下	
	簡易公共下水道事業	市町村	1,000人未満	
	流域下水道事業	都道府県	原則10万人かつ2市町村 以上又は3万人かつ3市町 村以上	
農林 水産省	農業集落排水事業	市町村 (土地改良区)	20戸~1,000人程度以下	集合処理
	簡易排水施設 (新山村・活性化定住事業)	市町村 (農協等)	3~20戸未満	
	漁業集落排水事業	市町村	100~5,000人程度以下	
	林業集落排水事業	市町村 (森林組合等)	20戸~1,000人程度以下	
環境省	コミュニティ・プラント	市町村	101~3万人以下	

(4) 各施設の処理水質にかかる基準値

各排水処理施設の処理水質に係る基準値は表 6 に示すような種類がある。

表 6 各施設の処理水質に係る基準値

処 理 施 設	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	備 考
下 水 道	5.8～8.6	15 以下	40 以下	下水道法第 8 条及び同法施行令第 6 条により規定 ^{*1} (活性汚泥法の場合)
農業集落排水施設	5.8～8.6	20 以下 及び除去 率 90% 以上	50 以下	pH については平成 7 年 6 月 20 日付衛浄第 34 号厚生省浄化槽対策室長通知 ^{*2} 、BOD については浄化槽法第 4 条及び同法施行規則第 1 条の 2 により規定 ^{*1} 、SS については平成 9 年 2 月 28 日付 8-17 農林水産省構造改善局計画部長通知を適用 ^{*1}
浄 化 槽	5.8～8.6	20 以下 及び除去 率 90% 以上	-	pH については平成 7 年 6 月 20 日付衛浄第 34 号厚生省浄化槽対策室長通知 ^{*2} 、BOD については浄化槽法第 4 条及び同法施行規則第 1 条の 2 により規定 ^{*1}

(参考：水質汚濁防止法に規定される排水基準)

	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	備 考
生活環境項目に係る排水基準 ^{*3}	5.8～8.6	120 以下	150 以下	水質汚濁防止法第 3 条による排水基準を定める総理府令により規定 ^{*1} (日間平均値)

- ※ 1 ただし、条例等によりさらに厳しい排水基準が定められている場合、その排水基準を適用。
- ※ 2 平成 7 年 6 月 20 日付衛浄第 34 号厚生省浄化槽対策室長通知「浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査表、検査結果の判定等について」中の別記「水質検査の各検査項目の望ましい範囲」
- ※ 3 排水基準の規制対象施設は、水質汚濁防止法に規定される特定施設(下水道終末処理場、処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽等)を含む。

2. 浄化槽設置整備事業（個人設置型）の概要

(1) 助成制度のあらまし

☆目的：市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

☆対象：浄化槽の設置者に対し補助事業を行っている市町村(一部事務組合を含む)。

☆内容：市町村が生活雑排水対策を推進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置を行う者に対し、設置に要する費用を市町村が助成する事業を行っている場合に、国がその費用の一部を助成する制度である。

平成 11 年度より、窒素又はりん除去及び平成 13 年度より BOD5 mg/L 以下の高度処理型浄化槽の基準額が設定されている。

平成 18 年度には水質汚濁対策が必要な地域において、浄化槽の設置にともなう単独処理浄化槽の撤去費が助成の対象とされた。また、令和元年度より単独処理浄化槽から浄化槽への転換に係る宅内配管工事費が助成の対象とされるとともに、新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新については、既存の汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧対応に資するものに重点化された。

☆対象浄化槽：① 生物化学的酸素要求量(BOD)の除去率が 90%以上、放流水質の BOD20 mg/L 以下の浄化槽。

② ①の要件を満たし、かつ、放流水の総窒素濃度が 20 mg/L 以下又は総りん濃度 1 mg/L 以下の高度処理型浄化槽又は変則浄化槽。

③ BOD 除去率 97%以上、放流水質 BOD5 mg/L 以下の浄化槽又は変則浄化槽。

※浄化槽に係る BOD、窒素、りん濃度は日間平均値。

(2) 基準額と助成率

☆基準額：浄化槽の設置費用のうち、真に社会的便益に相当する一定割合(40%)。

☆助成率：基準額の 1/3 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は 1/2)。

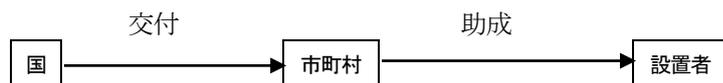
高度処理型浄化槽は、通常浄化槽より高額となるが、高額部分のうち、社会的便益に相当する部分を通常型の浄化槽の交付基準額に加算する。

注：地方公共団体負担分の 80%について地方交付税措置がされる。

※ 乗率

財政力指数	～0.5	0.5～0.6	0.6～0.8	0.8～
都道府県	1.0	0.8	0.4	0.2
市町村	1.0	0.9	0.7	0.5

(3) 助成金の流れ



この事業は、昭和 62 年度から始められ、平成 30 年 3 月現在、1,237 市町村で実施している。また、この事業を実施している市町村の団体を「全国浄化槽推進市町村協議会（以下、全浄協という。）」といい、この会員数は平成 31 年 4 月現在、1,356 市町村である。

(4) 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

省略（4. 財政措置の概要（2）に記載）。

3. 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の概要

(1) 施策のあらまし

生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって、浄化槽の面的整備を行う事業に対して、助成補助を行う事業。
平成6年度より創設された。

☆ 対象地域

下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域として、環境大臣が適当と認める地域。

(2) 事業の対象となる浄化槽など

浄化槽法の規定による構造基準に適合し、かつ、別に定める要件に該当する浄化槽又は変則浄化槽（高度処理型の変則浄化槽に限る。以下同じ。）若しくは共同浄化槽であること。

（別に定める要件：10人槽以下は全浄協に登録されている浄化槽。）

(3) 補助対象範囲

補助対象範囲は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の整備に直接必要な次の範囲とする。

ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費。

（流入、放流に係る管渠及びますに係る費用を除く。）

イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費。

（豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯について整備される場合に限る。）

ウ 単独処理浄化槽から浄化槽への転換工事費。

（既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る①の工事に付帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管に係る工事費。）

エ 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費。

（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）

オ 共同浄化槽に接続するための流入管の整備に必要な工事費。

（公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きよ等をいい、共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を上限とする。）

カ 高度処理型浄化槽の整備に必要な費用と通常型浄化槽の整備に必要な費用の差額。

（通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる旨を市町村条例などで制定等の後5年間に限る。）

(4) 事業の要件

本事業は、コスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討するものとし、次のアからオの全てを満たすものであること。

市町村は、設置する浄化槽の使用予定人員を可能な限り把握し、事業を実施すること。共同

浄化槽の設置にあたって、その計画処理対象人員は 100 人以内とし、その人員の算定は共同浄化槽に接続する家屋に居住する実定住人口を踏まえたものであること。

なお、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」の 2 に定めるただし書に基づき、市町村は、浄化槽の人槽は住宅の延べ面積のみで決定されるのではないという認識を十分に持った上で浄化槽の人槽を検討すること。

ア 浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の工事着手までに当該工事に係る住民から浄化槽の設置及び便所等との接続等について文書で承諾を得ていること。

イ 事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽又は変則浄化槽を整備する事業であるか、若しくは浄化槽を全戸に個別に設置するよりもその地域の一部について共同浄化槽を設置して個別の浄化槽又は変則浄化槽と共同浄化槽を組み合わせる方が経済的・効率的な場合は浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽を整備する事業であること。

ウ 本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽については、やむを得ない場合を除き、設置完了後 1 年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること。

エ 設置後の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。

また、市町村は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあつては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。

オ 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるものであること。

(5) 高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の整備

ア 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽

浄化槽法第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合し、かつ BOD 除去率 90% 以上で放流水の BOD₂₀ mg/L 以下の機能を有し、放流水の総窒素濃度が 20 mg/L 以下又は総りん濃度が 1 mg/L 以下の機能を有する浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の整備を行う事業にあつては(1)の対象地域のうち、窒素又はりん対策を特に実施する必要がある地域であつて以下のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

(ア)「窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域。

(イ)「窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る海域」（平成 5 年環境庁告示第 67 号）により指定された海域に生活排水が排出される地域。

(ウ) 上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法(昭和 48 年法律第 118 号)第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域。

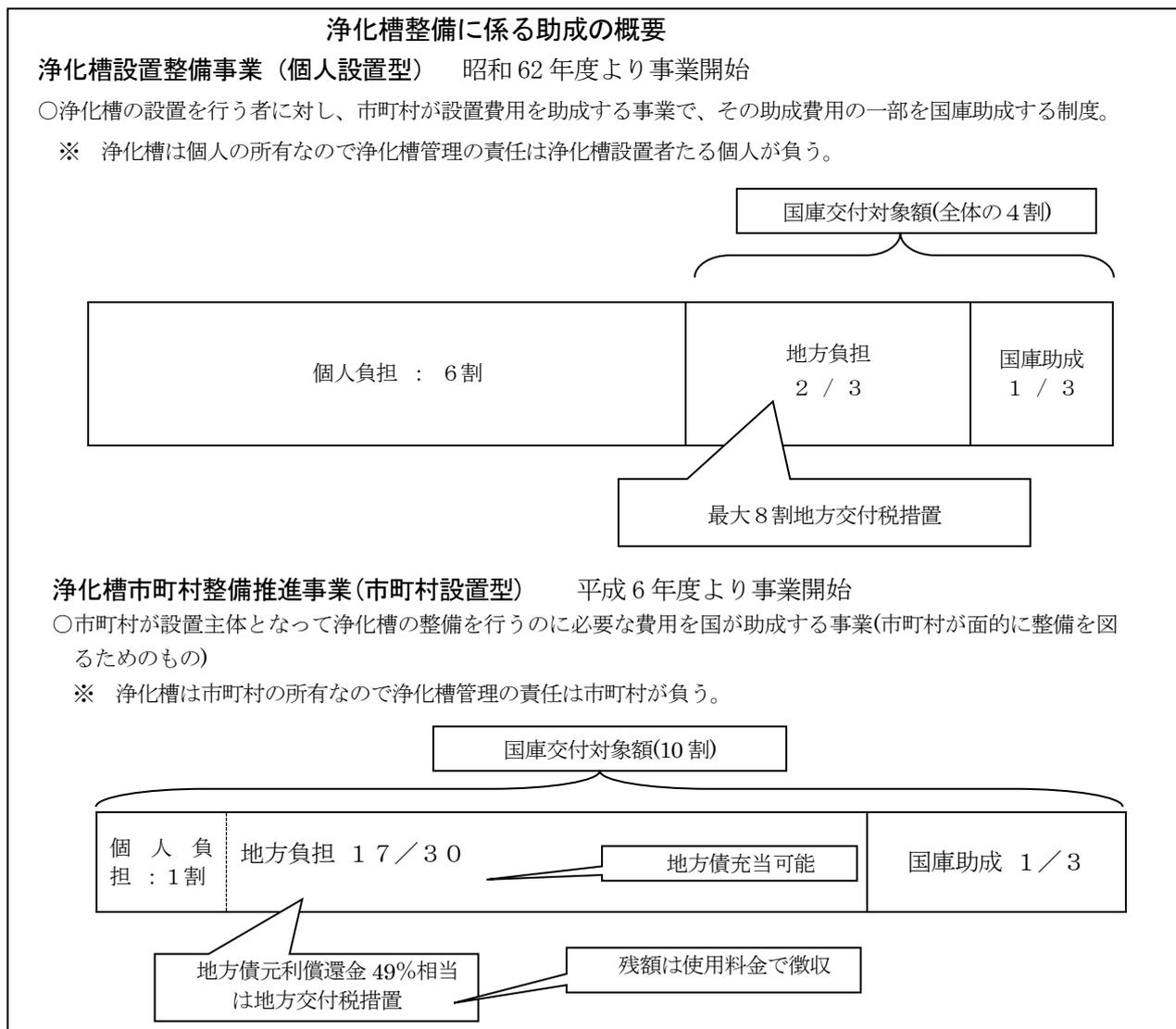
イ 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽

浄化槽法第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合し、かつ BOD 除去率 90% 以上で放流水の BOD₂₀ mg/L 以下の機能を有し、放流水の総窒素濃度が 20 mg/L 以下及び総りん濃度が 1 mg/L 以下の機能を有する浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の整備を行う事業にあつては対象地域のうち、窒素又はりん対策を特に実施する必要がある

- ある地域であって以下のいずれかに該当する地域において行われるものであること。
- (ア)「窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和 60 年環境庁告示第 27 号)により指定された湖沼に生活排水が排出される地域。
 - (イ)「窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る海域」(平成 5 年環境庁告示第 67 号)により指定された海域に生活排水が排出される地域。
 - (ウ) 上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法(昭和 48 年法律第 118 号)第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域。
- ウ BOD 除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽
- 浄化槽法第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合し、BOD 除去率 97%以上、放流水の BOD が 5 mg/L 以下の機能を有する浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の整備を行う事業にあつては、対象地域のうち、生活環境の保全や公共水域の水質保全のための水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の排水基準にかえて BOD、COD について、同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準が定められている地域において行われるものであること。
- (6) 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業
省略(4. 財政措置の概要(2)に記載)。
 - (7) 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業
市町村が所有する公的施設の単独処理浄化槽について、整備計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定めて実施する事業であること。または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設に設置された単独処理浄化槽(くみ取り槽含む)について、整備計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定め実施する事業であること。
 - (8) 工事施工監督
浄化槽の工事施工については、建築基準法、浄化槽法、その他関係法令を遵守し、適切な監督の下で行うものとする。

4. 財政措置の概要

(1) 浄化槽設置整備事業と浄化槽市町村整備推進事業との比較



(2) 国の支援措置の充実・強化のための助成制度

① 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（個人設置型・市町村設置型、助成率1/2）

【事業の要件】

個人設置型にあつては以下のアに、市町村設置型にあつてはイに該当すること。

ア 地域計画の（年度毎）事業計画額のうち6割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換又は平成28年4月に発生した熊本地震からの復旧・復興に資する計画であること。

イ 整備計画の（年度毎）事業計画のうち5割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であること。又は事業計画のうち3割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であり、併せて地域防災計画に位置づけられた施設に浄化槽も整備すること。（なお、共同浄化槽を設置する場合は、単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換とみなして取り扱う。）

【環境配慮型浄化槽の要件】

下表の消費電力基準以下であること。

消費電力基準（通常型、BOD10mg/L以下、りん除去型）

人槽[人]	消費電力[W] (通常型)	消費電力[W] (BOD10mg/L以下)	消費電力[W] (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n(10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

② 単独処理浄化槽の撤去費の助成及び単独転換に伴う宅内配管工事費の助成

単独処理浄化槽は、し尿よりも汚濁負荷の大きい生活雑排水を未処理のまま放流し、さらにし尿由来の汚濁負荷の低減も不十分であることから、水質保全面から問題となっている。このため、平成12年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設を原則禁止するとともに、既設の単独処理浄化槽を浄化槽等に転換する旨の努力義務規定が設けられた。

しかしながら、平成29年度末現在において、全国に単独処理浄化槽は約391万基あり、約367万基ある浄化槽より多く設置されている。単独処理浄化槽による総汚濁負荷の規模は合併処理浄化槽の約8倍と推計され、出来るだけ早期に既設の単独処理浄化槽を浄化槽へ転換することが必要である。このため、平成18年度から単独処理浄化槽の撤去費が助成対象となっている。

助成対象となる単独処理浄化槽は浄化槽整備区域内で行われるものであり、合併処理浄化槽の工事費用と単独処理浄化槽の撤去費用が現行の基準額（市町村設置型：5人槽の場合837千円）を超える場合は、最大9万円を加えた額を基準額としている。

また、浄化槽の撤去に加えて生活雑排水を浄化槽に流入させる宅内配管工事に費用が係る事が単独転換促進の阻害要因となっている。このため、単独転換による個人負担を軽減すべく、転換後の法定検査（7条、11条）の検査依頼書の添付を要件に令和元年度より宅内配管工事費を上限額30万円にて補助対象とした。

単独処理浄化槽撤去費及び宅内配管工事費の助成について

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去や宅内配管工事が必要となる場合において、次の要件を満たすものについては基準額の特例を適用する。

〈単独処理浄化槽撤去費の概要〉

対象地域

市町村が定める浄化槽整備区域

基準額の特例の内容

合併処理浄化槽とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽等の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。
(現行の基準額に最大9万円を加えた額を基準額とする)

浄化槽の助成制度

助成率 1/3、助成対象 市町村

(参考) 単独処理浄化槽撤去費用 (平均)

清掃費 (洗浄、消毒等)	29,900 円
撤去工事費 (掘削等)	24,000 円
処分費 (産業廃棄物処分)	39,400 円
合計	93,300 円

5人槽の場合 (設置費用約90万円、撤去費用9万円)

浄化槽設置整備事業 (個人設置型)

		国庫助成対象(4割)		単独浄化槽撤去分 9万円まで	
個人負担 (6割) 54万円		地方負担 2/3 24万円	国助成 1/3 12万円	+	地方負担 2/3 6万円
					国助成 1/3 3万円

浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置型)

		国庫助成対象 (10割)		単独浄化槽撤去分 9万円まで	
個人負担 (1割) 9万円	地方負担17/30 (51万円) * 地方債充当可能	国助成 1/3 (30万円)	+	地方負担 2/3 6万円 * 地方債充当可能	国助成 1/3 3万円

(* 地方債の元利償還費の49%は地方交付税措置)

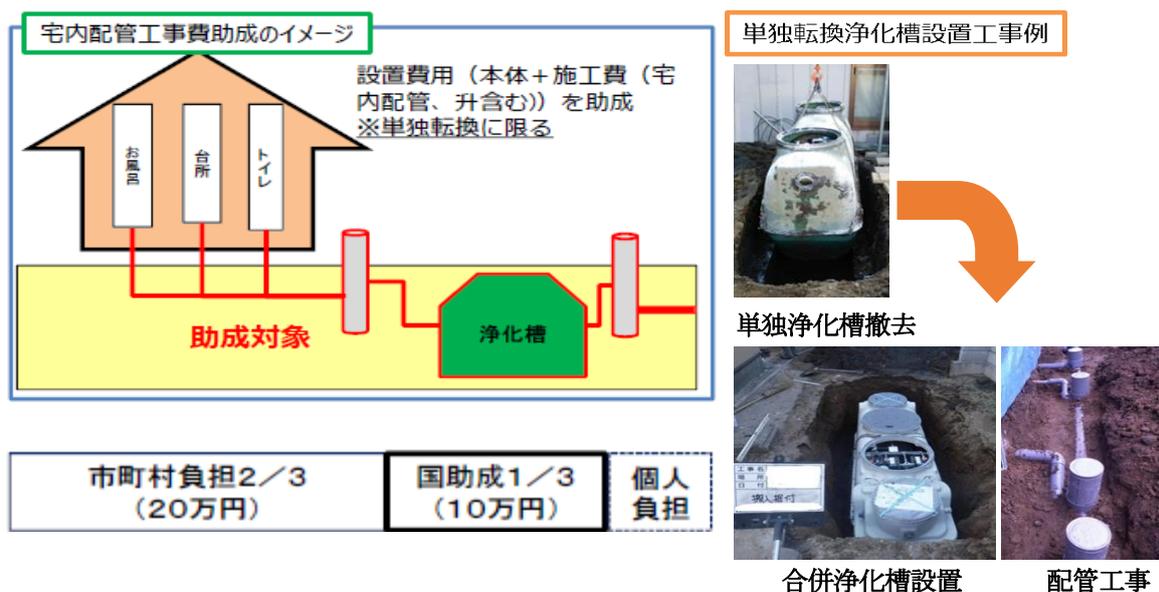
〈単独転換に伴う宅内配管工事の対象及び工事費の概要〉

対象

流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水）、弁の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管。

基準額の特例の内容

単独処理浄化槽からの転換に伴う浄化槽の設置とこれに伴い必要となる宅内配管工事に要する費用が現行の浄化槽の基準額に30万円（宅内配管工事に係る費用）を加えた金額及び撤去費の特例との合算額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額を超える額は9万円と30万円を合算した額までとする。）



(運用に当たっての参考事項)

① 計画策定調査費等について

計画策定調査費について、計画策定調査（指定検査機関等に委託する場合を含む。）に要する費用を助成の対象としている。この調査費により、設計等のみならず、例えば、浄化槽に適した住宅の選択、住民に対する浄化槽設置の指導、必要な工事や適切な浄化槽の診断等、市町村が住民に対して浄化槽の設置を働きかけるための活動を含め、様々な用途に活用できるものである。

(計画策定調査費の21年度拡充内容)

ア 用途に「浄化槽整備台帳の整備」を追加

イ 汚水処理施設整備を浄化槽整備事業のみで実施している市町村に対して、「事業費の3.5%」から「直接必要な額」に拡充

② 共同浄化槽整備の要件（市町村設置型）

「戸別に設置するよりもその地域の一部について共同浄化槽を設置して戸別の浄化槽又は変則浄化槽と共同浄化槽を組み合わせて整備の方が経済的・効率的な場合」とは、共同浄化槽を設置することにより設置する人槽の合計及び浄化槽設置費用が低くなり、かつ地域の実情に応じた持続的、効率的な整備、運営管理が図られる場合とする。なお共同浄化槽を設置する用地は、市町村有地又は補助対象財産の処分制限期間中の使用が確実に見込まれる土地とする。

5. 交付金制度の紹介と特徴

浄化槽整備に関連する二つの交付金制度について紹介する。一つは「循環型社会形成推進交付金」であり、もう一つは「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」である。

令和元年度は、環境省予算の「循環型社会形成推進交付金」に約 100 億円が計上されるとともに、内閣府予算の「地方創生整備推進交付金」(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)に約 1,000 億円の内数が計上されている。

(1) 循環型社会形成推進交付金

循環型社会推進基本法(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号)に基づき、リデュース(過剰・不要包装をしない)、リユース(一度使用したものを廃棄せずそのまま再利用できる物は繰り返し使用する)、リサイクル(一度使用した物を再生して同じ用途や別の用途として再利用する)を 3R といい、国と地方が協働し広域的かつ、総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため平成 17 年度に創設されたものである。

この交付金の交付の対象となる地域は人口 5 万人以上または、面積 400 k m²以上の計画対象地域を構成する市町村となっている。ただし、特例として、沖縄県、奄美群島、離島地域、過疎地域、山村地域、半島地域、豪雪地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については、人口または面積にかかわらず対象となっている。

この交付金の対象施設は、循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象としている。マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、浄化槽、最終処分場等が対象となっており、1 施設(複数ではなく)のみで対象となる。

この交付金は市町村(一部事務組合を含む)が広域的な地域について作成する。「循環型社会形成推進地域計画」(概ね 5 ヶ年)に基づき実施される事業の費用に交付されることになっている。計画対象市町村は国及び都道府県とともに「循環型社会形成推進協議会」を設け、構想段階から協議し、3R 推進のための目標とそれを実現するために必要な事業等を記載した「循環型社会形成推進地域計画」を作成して環境大臣に提出することになっている。ただし、浄化槽設置整備のみの計画については、当面、従来 of 生活排水処理基本計画をもって地域計画に代わるものとして取り扱う等の措置がとられている。

「循環型社会形成推進交付金」の特徴は次の 3 点が挙げられる。

- ① 地方の自主性・裁量性の極めて高い制度であること
 - ア 市町村は、支援対象となる事業を組み合わせ、地域の特性に応じた循環型社会形成推進計画を策定できる。
 - イ 交付金を計画に位置づけられた各事業に対し、どのように充てても自由である。
(事業間流用・年度間流用が可能)
→ 地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能
- ② 戦略的な目標設定と事後評価を重視していること
 - ア 廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する戦略的な目標を設定し、計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価し公表することになっている。
→ 目標設定と事後評価の重視

③ 国と地方が構想段階から協働し、循環型社会作りを推進する

ア 国と地方が協議会を設け、構想段階から協働で施策を推進する。

イ 我が国全体としてさらには国際的な連携も視野に入れて、最適な3Rシステムを構築する。

一方、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保している。

(2) 地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）

地方創生整備推進交付金は、地域再生法第5条第4項第1号ロ及び第13条第1項を始めとした関係法令等の規定に基づく交付金として、都道府県又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた自主的・主体的で先導的な道、汚水処理施設又は港の整備の実施に要する費用に充てるもので、平成17年度に創設された地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）が平成28年度に再編された制度である。

本交付金には、地方創生道整備推進交付金（市町村道、広域農道、林道）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）、地方創生港整備推進交付金（港湾施設、漁港施設）という、類似施設を総合的に整備する事業に対して交付を受けることができる3種類の交付金がある。類似施設のうちから2種類以上の施設を一体的に整備する事業、例えば、公共下水道と浄化槽など2種類以上の汚水処理施設を組み合わせで整備する事業を地域再生計画に記載し、内閣府に提出し、認定を受けることにより本交付金の支援対象となる。

計画期間内の交付限度額は、従来の補助事業における補助率と補助対象範囲に基づいて計算された額として算定されるため、浄化槽整備の場合は循環型社会形成推進交付金における交付率と交付対象範囲と同じである。

この交付金は省庁を超えて、汚水処理の普及を連携して推進するため、一定のエリア内で実施する公共下水道、集落排水、浄化槽の施設を連携して整備できるよう、事業間で融通可能としている。

また、従来の補助金と異なり単年度毎の補助率が固定されていないため、交付決定を受けた交付金について、一定の範囲内で事業実績報告のみで交付金を年度間で融通する事が可能。（事業量を変更することが可能）但し、事業の計画期間全体で所定の交付率に調整する事が必要である。

この交付金では、市町村において浄化槽整備事業と公共下水道、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設のいずれかの事業を連携して複数の事業を実施することが事業要件となっているのみで、これ以外の特段の要件は設定されていない。この事業を実施するに当たっては、市町村が地域再生計画を作成し、内閣府に提出し、当該計画を内閣総理大臣が認定することになっている。交付金の交付については、市町村が各事業官庁（浄化槽ならば環境省）へ交付申請をし、事業官庁が内閣府から予算の移し替えを受け、事業官庁（環境省）から市町村に交付される仕組みになっている。また、交付金の交付申請等に当たっては、国土交通省地方整備局や環境省地方環境事務所等においても申請書類等の受付を行うワンストップ窓口を利用可能である。

地域再生計画において、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用する場合、例えば、浄化槽と公共下水道を実施する市町村であれば、計画開始年度から複数事業が計画されることが望ましいが、浄化槽事業のみ先行で実施し、公共下水道事業が2年目以降の実施であっても差し支えないこととなっている。

例えば、事業を計画初年度から実施したが公共下水道事業が3年目で完了し、残り2年間は浄化槽事業のみの計画となっても差し支えないものとなっている。

また、浄化槽の場合、個人設置型と市町村設置型の事業があるが、同時に事業を計画する場合や、当初個人設置型を開始し2年目、3年目に市町村設置型に切り替えていく計画でも構わない。

このような特徴を有する2種類の交付金が用意されているので、その特徴や地域事情・特性を考慮して積極的に活用すべきである。

「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」の特徴としては、

- ① 省庁の壁を越えて一本化した三種類のテーマ別交付金を内閣府に一括計上する。
- ② 内閣府が、地方公共団体の地域再生計画を（例えば）5ヵ年分まとめて認定する。
- ③ 地方公共団体の判断で「年度間の事業量変更」「他の類似事業への充当」が可能である。
- ④ 交付金の交付に係る事務手続きは、省庁が連携し一体的に実施する。

等が挙げられる。

(3) 参考

上記(1)循環型社会形成推進交付金および(2)地方創生整備推進交付金に浄化槽の場合は個人設置型と市町村設置型があり、市町村設置型は上水道、下水道のセクションで運営すれば、公営企業として浄化槽の使用料など上水道使用料金と共に回収することができる（福島県三春町の例）。ただし、市町村で条例を作ることが必要である。

(4) その他

なお、平成23年度から復興庁の東日本大震災復興交付金に、浄化槽の整備事業が計上されている。また、平成25年度補正予算より復興庁の福島再生加速化交付金に、事業者等向け浄化槽導入支援事業が計上されている。

事業の概要は以下のとおり。

○東日本大震災復興交付金（低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業）

復興庁計上。

東日本大震災により深刻な被害を受けた市町村（特定被災区域を管内に持つ市町村）において、東日本大震災復興交付金事業計画により整備される浄化槽に対して、手厚い財政支援を行うもの。令和2年度までの時限措置。単年度事業と基金造成事業がある。

浄化槽の国庫助成率は、低炭素社会対応型浄化槽の整備が3/4（基本国費1/2＋追加国費1/4）、通常型浄化槽の整備が2/3（基本国費1/3＋追加国費1/3）。

○福島再生加速化交付金（事業者等向け浄化槽導入支援事業）

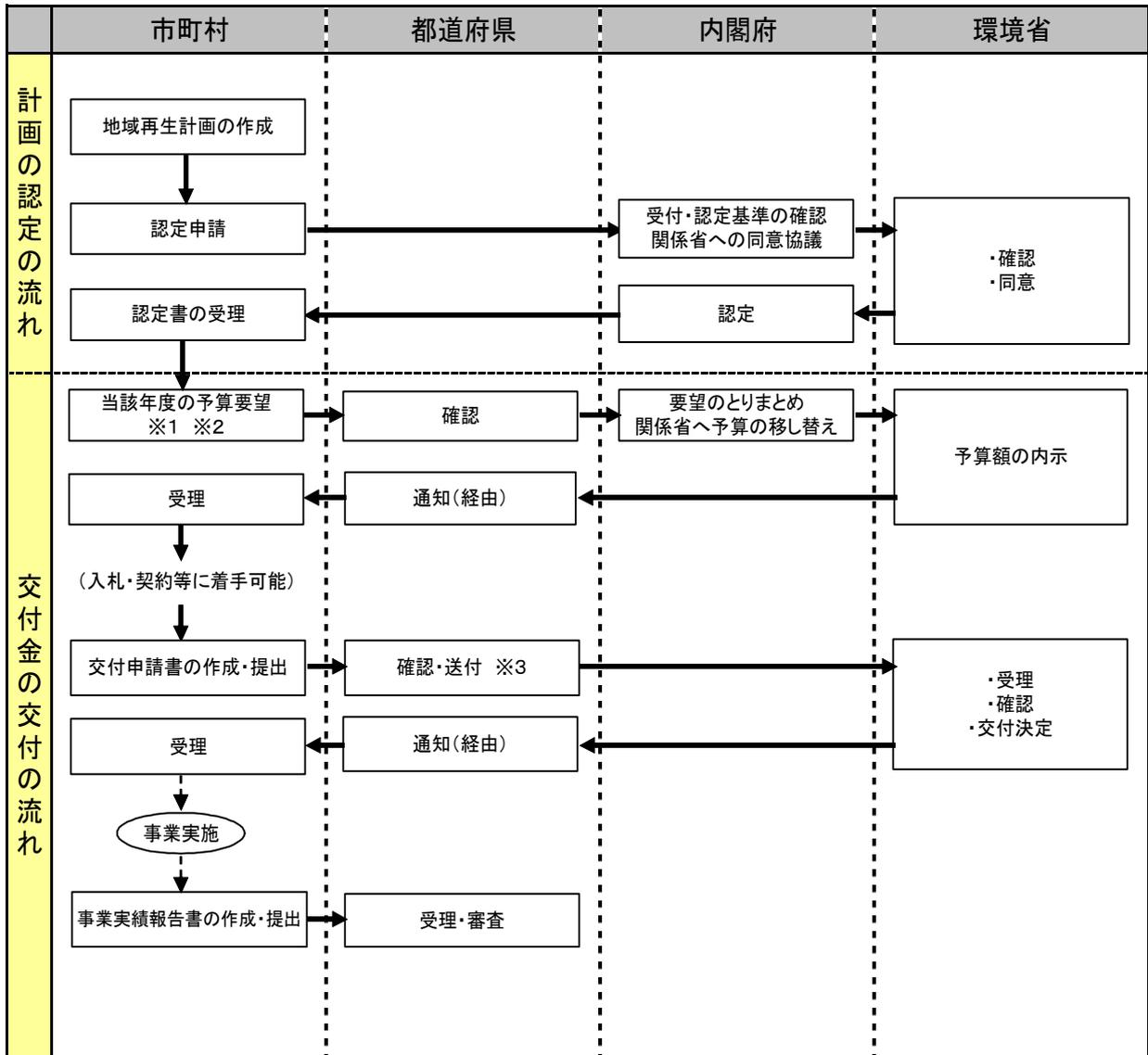
復興庁計上。

原子力災害被災地の早期事業再開を促進するため、事業所に浄化槽を設置（既存の浄化槽設備の復旧を含む）する者に対し設置費用を助成する事業（事業者設置型）や、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うために必要な費用を助成する事業（市町村設置型）がある。

浄化槽の国庫助成率は、事業者設置型が3/4、市町村設置型が7/8。

(参 考)

地域再生計画の認定と地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付の年間の流れ



※1 予算要望の受付は計画の認定申請の受付と平行して行われる場合がある。

※2 既に計画の認定を受けている場合(2年目以降)は予算要望からのフローとなる。

※3 都道府県は、国土交通省、農林水産省へ提出する必要がある交付申請書と一緒に、国の地方支分部局へまとめて提出することもできる(ワンストップ窓口の利用)。

(4) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）

既設中・大型合併処理浄化槽のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るために、高効率な機械設備等を導入する事業を行う地方公共団体や民間団体等に補助する（補助率1/2間接補助）もので、次の2事業を対象としている。

- ①51人槽以上の既設合併処理浄化槽に省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ、インバータ制御装置等ブロワ等）を導入・改修する事業。
- ②平成11年度以前に設置された60人槽以上の旧構造基準及び新構造基準の既設合併処理浄化槽（ブロワを使用するものに限る）を省CO₂型浄化槽に交換する事業。

(5) 災害時における浄化槽災害復旧事業

地震等により浄化槽市町村整備推進事業が災害にあった場合に係る財政措置として、環境省では「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」が制度化されている。

支援制度の概要は、次のとおり。

補助金名	「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」
対象事業	浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）により整備した浄化槽
基準額（下限） （一基当たり）	40万円
補助率等	補助率 1/2（原則）
地財措置	補助うら分についても、公営企業等災害復旧事業債の充当可（特別交付税措置は、元利償還金への一般会計繰出額の50%）

6. まとめ

令和元年度予算において、浄化槽関係の交付金により市町村の要望に対応できる予算が確保されるとともに、単独転換に伴う宅内配管工事費の助成や助成率 1/2 による環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件見直し、市町村整備推進事業における複数基数要件の撤廃と共同浄化槽設置及び流入管整備への助成開始、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の対象拡大などの措置が講じられているところである。

一方で、浄化槽設置整備事業においては新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新について、既存の汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧対応に資するものに重点化された。また浄化槽市町村整備推進事業においては、コスト縮減や経営改善に資する補助要件の追加がなされた。

平成 17 年浄化槽法改正で目的が明確化された「公共用水域等の水質保全」を達成するため、浄化槽整備と水質汚濁の要因である生活雑排水の処理のための単独処理浄化槽の転換や、さらなる低炭素社会の実現に向けた取り組みに弾みがつくものと期待されている。